

憲法九条による自衛権の制約について

——政府解釈を中心に——

杉 山 幸 一

はじめに

平成二六年、安倍内閣は、現行憲法の下で集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、そして平成二七年に集団的自衛権の行使を可能とするための法整備（平和安全法制）がなされた。これにより、憲法九条の下で日本も限定度であれ、集団的自衛権の行使が可能となった。日本は昭和二〇年の終戦直後に現行憲法を制定し、現在に至るまで一度も改正していないにもかかわらず、九条の下で国際情勢などの変化に応じて、防衛・自衛体制を整えていった。特に憲法九条に関する解釈の変遷に伴い自衛権の行使方法やその認識、さらにわが国の自衛権を担う実力組織は大

大きく変化したといえるであろう。自衛権の認識やその内容については、まさに国際情勢に対応して様々な変化を遂げており、憲法制定当初と現在の認識・内容とはまったく異なるものとなっている。さらにその自衛権を担う組織である自衛隊も解釈によりその活動範囲が変化していった。

まず自衛権とは、端的に定義すると「自国を守る権利」であり、国連憲章によつて国家の「固有の権利」であるとされたものである。この自衛権には、個別的自衛権と集団的自衛権といった二つの行使方法があり、前者は単独で自国を守る権利であり、後者は「自国が直接攻撃をうけていなくても、連帯関係にある他の国が攻撃を受けた場合、それを自国に対する攻撃とみなし反撃しうる権利」^①など定義される。

この自衛権について、わが国は憲法九条の下で様々な解釈を展開してきた。そもそも九条では戦争放棄を規定し、それを実現するために戦力不保持と交戦権否認を規定している。それにもかかわらず、自衛権を有し、自衛権を行使する実力を兼ね備えている。平成二六年に変更された現在の政府解釈以前は、九条の下で認められる自衛権は、自国防衛のための必要最小限度の範囲で行使されるとされ、集団的自衛権は憲法上その行使は許されないとされてきた。

そのため、今回の集団的自衛権行使容認への憲法解釈変更については、憲法九条に違反するとして激しい反対運動が展開された。そのような中で、百地教授は、「わが国が主権国家として集団的自衛権を行使できることは明らかだ。ただ、憲法上の制約が一切ないかといえれば異論もありえよう。憲法九条二項が「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を定めている以上、それに伴う制約がある、と。そこで政府は集団的自衛権行使を「限定的に容認」^②することになったと思われる。」^②と述べている。つまり、憲法九条によつて、国際法上保有が当然認められている国家固有の権利である自衛権のうち、集団的自衛権の行使を制限しているといえる。

そこで、集団的自衛権を含めた日本における自衛権の実態について政府解釈を中心に、百地教授がいわゆる集団的自衛権の憲法九条二項（戦力不保持、交戦権の否認）による制約とは具体的に何を指すのか、憲法九条による自衛権の制限について若干の検討を試みる。

一・憲法九条下での自衛権

① 個別的自衛権と集団的自衛権

自衛権は、周知のように国連憲章第五条において「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定しているように、個別的自衛権と集団的自衛権がある。国連憲章第二条^③は武力不行使の原則を定めるが、その例外がこれである。

第一次世界大戦前では、自衛権は自己保存権あるいは緊急避難と明確に区別されなかったため、その発動条件は漠然としたものであったが、一九二八年（昭和三年）に締結された不戦条約により、戦争は違法化し、自衛権による武力行使が例外的に認められることになった。自衛権による武力行使は特別な場合としての性格を明確にし、その発動要件もかなり限定されるようになった。^④この流れを踏襲したのが国連憲章第五条となる。

憲章第五条では、前述のように個別的自衛権と集団的自衛権を国家固有の権利であるとする。個別的自衛権とは、これまで一般的に自衛権と呼ばれてきたものをいい、攻撃を受けた国家が自らの手で反撃する権利とされる。^⑤一方

で、集団的自衛権は第二次世界大戦後に生まれた新しい自衛権の観念であり、「自国が直接攻撃を受けていなくても、連帯関係にある他の国が攻撃を受ける場合には、自国に対する攻撃とみなし、反撃できることとし、しかも自衛権の一種であることとする⁽⁶⁾ことによって、安全保障理事会の許可はいらぬことにし、相互援助義務を容易に発動しうるようにしようという⁽⁷⁾」ものであるとする。集団的自衛権は、端的に言えば、他国への攻撃を自国の攻撃とみなして、共に反撃する権利である。その他国とは国連憲章第五二条に規定されている地域的取極を前提とした国で、密接な関係にある他国ということになる。

個別的自衛権と集団的自衛権は、異なる概念ではあるが、結局は自衛権行使の方法論で分けたものであり、そもそも共に自衛権である。百地教授も二つの自衛権は不可分の関係にあるとし、刑法三六条の正当防衛との比較をすることで明らかであるとしている。刑法三六条は個人に認められた「正当防衛権」に相当するのが、国際社会における国家の「自衛権」と考えるのが、わが国やヨーロッパの国際法学者たちの通説であり、そもそも刑法三六条は「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずした行為は、罰しない」としているように、自己又は他人の権利を防衛するのが正当防衛権であり、これを自衛権に置き換えた場合、前者は個別的自衛権であり、後者は集団的自衛権と置き換えることができる⁽⁸⁾。つまり、個別的自衛権と集団的自衛権はそもそも不可分一体であり、国連憲章五一条に言う「国家固有の権利」たる自衛権はこの二つを内容とするもので、どちらかということではない。

② 憲法九条と自衛権

日本は、自衛・防衛について他国と違い、憲法九条を中心に考えていかななくてはならない。とりわけ、日本は憲法九条二項の戦争放棄、交戦権の否認によって、防衛政策や自衛手段は禁止あるいは制約されるものである。政府は、一項は侵略戦争のみを放棄し、二項で戦力は保持できないが、戦力に至らない自衛力であれば保持可能としている。その保持しうる自衛力の範囲については、必要最小限でなければならぬ。ただし、その具体的な限度については、社会情勢など考え相対的なものであるとしている。そのため、自衛戦争、すなわち自衛権発動に伴う必要最小限度の実力組織（自衛力）として自衛隊が存在する。自衛力とすれば憲法九条の下で武力行使が正当化される。自衛力は自衛権（国家固有の権利）を日本が有していることが前提で、現行憲法下では、自衛権行使要件をみたとその武力行使が正当化される。

憲法九条は、憲法の中でも複雑な構造をしているため様々な学説が対立している。とりわけ自衛権との関係で問題となるのが、憲法九条二項の「前項の目的を達するため」である。この文言が意味することは何か、この文言次第で、様々な解釈ができてしまう。例えば自衛権は有するが、自衛権を行使するいかなる力を保持することができるかという、実質的に自衛権を放棄していると解することができる。芦部教授は、九条一項は侵略戦争のみ放棄、あるいは全面的に戦争放棄といえども、「前項の目的を達するため」とは、「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という一項の部分を受けて戦力不保持の動機を示すものに過ぎず、戦力不保持は無条件で規定されている⁹⁾。したがって、いかなる戦力も有することができず結果的に、警察力以外のそれを超える実力部隊を保持することは認められず、自衛権は①外交交渉による侵害の未然回避、②警察による侵害排除、③民衆が武器を持って対抗する群民

蜂起によって行使されるもので、「武力なき自衛権」といえるとしている。¹⁰⁾

さらに、憲法九条二項の「前項の目的を達するため」を前項である一項の目的を侵略戦争放棄であるとした上で、その目的を達成するために「戦力を放棄した」と解すれば、少なくとも自衛のための武力行使が認められ、その行使のために武力保持を禁止していないと解することができる。¹¹⁾つまり、日本は自衛軍を保持することができる¹²⁾と解することができる。この説は学界では少数説となっているが、日本国憲法制定時に行われた「芦田修正」の意図を踏まえた解釈でもある。

また、「前項の目的を達するため」という文言にとらわれることなく、憲法制定時の吉田茂首相は、近年の戦争の多くは自衛の名において行われたことは顕著な事実であって、自衛権を認めることは戦争の誘発につながる「有害な考え」であるとして、九条は自衛権を放棄したとしている解釈も存在した。とはいえ、憲法九条は自衛権を有していても戦力不保持は無条件でなされるべきとする、実質的に放棄したとする考え方と結論は同じである。

このように、憲法九条二項の「前項の目的を達するため」という文言の解釈次第で自衛権を留保しているが事実上行使できないという解釈から、自衛戦力保持を認めた上での自衛権留保といったように幅広く解釈することが可能となる。幅広く解釈できるということは、非常に弾力的な条文でもある。ただ一方で、解釈の難解な条文であり、前述のように自衛戦争を一項で認めるが、二項で戦力を不保持とされ、結局何もできないということになる。つまり、現在の多数説では自衛権は事実上放棄したとも解すことができる。突き詰めて考えると矛盾が生じる可能性も出てくる。このようなことから、百地教授は、憲法現実から目をそらすことなく、実質的な意味の憲法、いいかえれば「生きた憲法」が何であるかを模索する必要があるとし、¹³⁾そのために、現在の九条の解釈は苦肉の策であり、憲法の条文そ

のものに欠陥がある以上、我が国の防衛のためにはこのような解釈もやむを得なかったのかもしれないとしている。⁽¹⁴⁾

現実問題として、「武力なき自衛権」は自衛権を持っていないに等しく、国家固有の権利である自衛権は日本も持っている以上、いざというとき危機管理の観点から当然行使できる体制を整えるのが政府の役割でもある。だからこそ、九条の下で自衛力を整備し、常に九条の制約を受けつつ、集団的自衛権の限定的行使容認まで解釈が展開されてきた。このような現状を踏まえるならば、憲法九条とは一体何を求めている条文なのか。自衛権を有する以上、九条によりその自衛権の内容も決まってくる。しかし、九条は自衛権による武力行使については何も書いていない。そこで、現行制度、すなわち自衛隊を前提とした九条の解釈においてその武力行使が認められない場合を探る必要がある。本稿では今まで解釈し、防衛・自衛の体制を整備してきた政府の有権解釈を中心にその核心部分について探ってみることにする。

二．自衛権に関する政府解釈

① 憲法九条下で許される組織と武力行使

わが国は、政府解釈によれば現在自衛権を保持し、行使できるとしている。そのために、日本は自衛隊を保持しているわけである。自衛隊は、自衛権発動の要件を満たした場合、武力を行使する。その要件については、平成二六年七月一日の閣議決定において、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆さ

れる明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、とされた。¹⁵特に、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険、これが組み込まれたことにより、集団的自衛権の限定的行使が認められたとする。

当初日本は、自衛隊という実力組織を有しておらず、朝鮮戦争に米軍が参戦するという必要に迫られ、警察予備隊を組織した。この際、吉田首相はその目的を「これは、全然治安維持であります。秩序維持するためであり：警察予備隊によつて国際紛争を解決する手段とは全然致さない考であります」¹⁶と答弁したように、朝鮮戦争による国内の治安維持が必要になったという社会情勢の変化によつて組織された警察力組織、すなわち実力部隊ということになった。つまり、警察予備隊は治安維持のため、警察組織として実力を行使することになる。この時期はまさに「武力なき自衛権」を主張している時期であり、当然武力行使は認めていない。この解釈から、さらに社会情勢の変化を受けて、解釈を変更し、組織を警察予備隊から保安隊・警備隊とし、昭和二九年に自衛隊とした。

自衛隊が設立されたとき、大村防衛庁長官は「憲法九条は、独立国として我が国が自衛権を持つことを認めている。従つて自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、なら憲法に違反するものではない」¹⁷とし、さらに林法制局長官も「国家が自衛権を持つておる以上：、憲法が：、今の自衛隊のごとき、国土保全を任務とし、しかもそのために必要な限度において持つところの自衛力というものを禁止しておるといふことは当然これは考えられない」¹⁸とした。また、昭和五五年に出された政府答弁書の中で「九条二項は「戦力」の保持を禁止しているが、このことは、自衛のための必要最小限度の実力を保持することまで禁止する

趣旨のものではなく、これを超える実力を保持することを禁止する趣旨のものである^{①9}とされ、ここで必要最小限度の実力⇨自衛力であり、それが自衛隊ということになる。この自衛権行使のための実力組織が自衛隊であると明確になった。

日本の武力行使を実行する組織の変遷は、端的に言えば日本はすべて解釈によって現在の自衛隊まで作り上げているということになる。すべては国家固有の自衛権を保有することから始まり、その実力組織の改編を解釈で乗り切ることで、ここまで来ている状態である。すなわち、憲法九条ができた当初の解釈から武力行使を可能にした解釈に変更されたことで、憲法九条の内容がかなり変わったとみるべきである。まさに、前述のように百地教授がいう「生きた憲法」を模索した結果であるといえる。

② 自衛権に関する政府解釈の変遷

憲法九条二項にいう「戦力」に該当しない警察力から自衛力に至るまでの解釈の変遷の中で、同時にこれらの前提となる自衛権の解釈も変遷してきた。そこで、自衛力は自衛権行使のために必要であるが、果たして憲法九条二項の下でどこまで可能であるのか、さらに言えば平成二八年から施行された平和安全法制による集団的自衛権の限定的行使が可能かどうか。憲法九条が禁止していることは、どのような認識でいるのか、自衛権に対する政府解釈を中心に検討する。

・憲法制定過程（制定直後）

終戦後、すぐに憲法改正作業が行われ、第九〇回帝国議会において有名な吉田・野坂論争が行われた。その中で、自衛権についてのやり取りがあり、吉田首相は「戦争放棄ニ関スル憲法草案ノ條項ニ於キマシテ、國家正當防衛權ニ依ル戰爭ハ正當ナリトセラルルヤウデアアルガ、私ハ斯クノ如キコトヲ認ムルコトガ有害デアルト思フノデアリマス」と、國家正當防衛權による戦争、すなわち自衛戦争は有害であるとした上で、「正當防衛權ヲ認ムルコトガ偶々戰爭ヲ誘發スル所以デアルト思フノデアリマス」と、結局自衛権行使の結果、自衛戦争になるということは、自衛権行使が戦争を誘発することには変わりないとして、自衛権を認めることは有害であるとした。その後、この考えが微妙に変化する。昭和二四年一月二一日外務委員会で吉田首相は「日本は戦争を放棄し、軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある、外交その他の手段でもつて國家を自衛する、守るといふ權利はもちろんある」とし、外交その他の手段による自衛権について認めた。これがいわゆる「武力なき自衛権」である。しかし、この武力なき自衛権は、結局自衛権は有害として九条の下では認めないとした解釈から、武力は伴わないが、國家の自衛権については否定することはなくなった²²。これに関連して、同委員会で川村政務次官も「いわゆる軍備を基礎にしました戦争は、今日放棄いたしておりますけれども、自衛権というものに対しては放棄いたしておりません²³」と、武力なき自衛権の保有を認めている。すなわち、ここに至って、自衛権の否定から武力を伴うものではないが國家固有の權利とされる自衛権について認めたことは、まず解釈が変更されたとみていいのではないだろうか。

・警察予備隊創設と自衛隊創設

少なくとも、警察予備隊が創設される以前では、自衛権を放棄していないが、二項の「戦力不保持」により実質的に放棄しているに等しいとされていることから、自衛権の存在を認め「武力なき自衛権」という概念に変更された。しかし、形式的には自衛権そのものの存在は認められたが、実質的にはあまり意味が変わっていないとみることができる。やはり、それは自衛権行使の前提である武力を行使する実力組織がないからだといえる。

昭和二五年一月の吉田首相による施政方針演説でも「世界の平和と文明と繁栄とに貢献せんとする国民の決意それ自身が、わが安全保障の中核をなすものであります」とし、「戦争放棄の趣旨に徹することは、決して自衛権を放棄するということの意味するものではない」としているように、「武力なき自衛権」であることを示している。²⁴

昭和二五年六月二五日勃発した朝鮮戦争により、日本占領のために駐留していた米軍は朝鮮半島に出動することになり、日本が軍事的空白地帯となってしまう。そこで、GHQの要請に応じる形で、政令によって警察予備隊を同年八月一〇日に設置してしまった。これに先立って、昭和二五年七月に吉田首相は、警察予備隊は「国際紛争を解決する手段とは全然いたさない考であります」とし、あくまで朝鮮戦争に伴う国内の争乱を押さえる治安維持のための組織であった。そして、自衛権については「武力による自衛権は放棄したのであるから、あくまでも放棄すべきである」という見解は今なお私は堅持して捨てないのではありません²⁵」という従来からの「武力なき自衛権」という見解を変えていないと強調した。さらに、吉田勝男国務大臣は「外部からの方からの侵略があつたような場合には、これはこの警察予備隊であろうと、普通の警察だろうと、又我々普通の国民であろうと、これは一致してこの侵略を防ぐ努力をするのは当たり前であります、この警察予備隊に特にその任務を課しておるわけではない²⁶」とした。あくまで、警

察予備隊は警察力を行使する実力組織であり、自衛権行使に必要な武力ではないという趣旨と解することができ、侵略に対しては国民全員で防がなければならないという考えが窺える。

そして、昭和二六年に集団的自衛権については個別的自衛権の共同行使と捉え、日本については「わが憲法の解釈としては、これは採用しにくい」とした。この時期は、まだ警察予備隊であり、未だに「武力なき自衛権」という見解を維持している時期のため、武力を伴う通常の自衛権を前提とした集団的自衛権については、日本は採用できないとするのは当然であるといえる。

昭和二七年にサンフランシスコ講和条約が発効し、独立を回復したと同時に日米安保条約が発効した。これに伴い、警察予備隊は保安隊及び警備隊に改変されることになった。⁽²⁷⁾ さらに、昭和二九年に、保安隊及び警備隊は陸・海・空の自衛隊となった。自衛隊が発足したことにより、本格的に武力を前提とした自衛権について議論されるようになった。昭和二九年四月六日の衆議院内閣委員会で佐藤達夫法制局長官が「急迫不正の侵害、すわなち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないということ、しかして必要最小限度のそれを防禦するために必要な方法をとるといふ、三つの原則を厳格なる自衛権行使の条件と考えて」⁽²⁸⁾ いるとし、自衛権行使の三原則を掲げ、自衛隊という実力組織を前提とした自衛権という解釈に変化している。

このように自衛権の解釈変更により、その存在が認められた自衛隊であるが、昭和二九年六月二日参議院において、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」とする「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」が行われた。ここで、自衛隊はわが国の自衛権を行使する実力組織であると同時に、海外への出動は認めないという基本方針が確認さ

れた。さらに、同年六月三日衆議院外務委員会において、下田条約局長は平和条約によって、日本国の集団的、個別的の固有の自衛権というものは認められるとした上で「日本憲法からの観点から申しますと、憲法が否認してないと解すべきものは、既存の国際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり自分の国が攻撃された場合の自衛権である」とし、「結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない²⁹⁾」とした。同年一月二二日には鳩山内閣の自衛権に関する統一見解を示し、「憲法は自衛権を否定していない。…わが国が自衛権を持つてゐることはきわめて明白である」。「憲法九条は、独立国としてわが国が自衛権を持つてゐることを認めている。従つて自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない³⁰⁾」とした。

自衛隊が創設された時点で、日本国の自衛権は憲法によつて否定あるいは禁止されるものではなく、保有していることが明白になった。吉田内閣と鳩山内閣の自衛権解釈で決定的に違うことは、憲法九条の下で武力を前提とする自衛権の保有と行使を認めたということになる。ここにおいても社会情勢や時代の変化に応じて、「武力なき自衛権」から一般的に認識される「武力を前提とした自衛権」へと憲法九条の解釈を変更したとみるべきである。

また、自衛隊という実力組織を有したことで、その自衛権の範囲について問題となったが、基本的には自国への攻撃または急迫した攻撃の危険が行使の要件となつており、この要件を満たさなければ自衛権を行使することはないとした。つまり、逆に言えばこの要件を満たさない自衛権の行使は、現行憲法では制限されることを意味する。この点について前述の昭和二九年六月三日の下田条約局長が「外国と純粹の共同防衛協定、つまり日本が攻撃されれば、相

手国は日本を助ける、相手国が攻撃されたら、日本は相手国を助ける、救援におもむくという趣旨の共同防衛協定を締結することは、「現行憲法では認められないとし、さらに同局長は「集団的自衛権、これは換言すれば、共同防衛または相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということでありまして、つまり自分の国が攻撃されもしないのに、他の条約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動することは、一般の国際法から直ちに出て来る権利では」なく「特別の条約があつて条約上の権利として生まれる権利」であるとした上で、日本はこのような集団的自衛権を前提とする共同防衛協定を締結することは認められないから、この協定を前提とした自衛権は行使できないとしている³¹。これは、憲法九条、特に戦力不保持によつて日本は自衛力の保持を認め、他国を守るために共同して武力攻撃に対処することまで認めていないことで、国際法上認められた国家固有の権利たる自衛権、特に集団的自衛権の制限をしているといえるであろう。つまり、共同防衛、相互安全保障条約などによつて自国が攻撃されていないにもかかわらず自衛権を発動することは憲法によつて認められないということは、一般的にいう集団的自衛権が行使できないといえる。

昭和三四年三月一六日参議院予算委員会において、林修三法制局長官が集団的自衛権について「武力行使という点においての集団的自衛権ということにかぎつてお答えいたしますが、結局、集団的自衛権と普通にいわれております、武力行使との関連において集団的自衛権といわれておりますのは、要するに自国と非常に関連のある他国が侵略された場合に、その他国を援助する」ものであるとした上で、「外国の領土に、外国を援助するために武力行使を行うという点の点だけにしぼつて集団的自衛権ということが憲法上認められるかどうかということをおっしゃれば、それは今の日本の憲法に認められている自衛権の範囲には入らない」とした。さらに、「外国の領土において外国を援助

する、外国を援助するという意味は武力行動を外国においてやる。これを集団的自衛権の行使といい、日本の憲法の範囲には入らない³²⁾とした。つまり、海外で他国の領土において他国を援助するために武力行使することは、憲法が認める自衛権には入らない、このような武力行使はまさに海外派兵であり、本来の意味での自衛権（自国を守るという意味）ではないため、憲法九条によって制限されている見るべきである。

同年一月二六日の衆議院内閣委員会において赤城防衛庁長官も海外派兵はやらない、「日本の自衛力というものはほんとうに自衛のためのものだけで、ほかは自衛のためといっても外へ出ることができません。ところがそういうことはできないのが日本の憲法の建前であり³³⁾と、外へ出ることを前提とする自衛権、すなわち海外に出ていて自衛権を行使することは、他国とは違い憲法によって認められないということを示しているものといえる。この解釈から、集団的自衛権のみならず、個別的自衛権も含め、憲法九条によって自衛権そのものが制限されているとみることができよう。

さらに同年一二月に下された砂川事件最高裁判決では、「主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、日本の平和主義は決して無防備・無意識のものではないとした。つまり、国際法的に認められている自衛権、国連憲章第五一条の個別的、集団的自衛権は日本においても法的に否定されるものではない³⁴⁾。ただ自衛権の行使は、結局憲法九条によつて、制約されると解することができる。つまり国内法的には憲法が条約より優位に立つため、国際法上認められていてもそれを国内でどのようにするのかは各国の事情によつて異なる。ではどの程度の制約なのかは、これは政策論である。これについて田中耕太郎裁判官補足意見で「防衛力の規模および充実の程度やいかなる方策を選ぶべきかの判断は、…政府の裁量にかかる純然たる政治的性質の問題である。法的に認め得ることは、国家

が国民に対する義務として自衛のために何等かの必要適切な措置を講じ得、かつ講じなければならぬという大原則だけである」と述べている。つまり防衛方法や自衛権行使の方法については政府の裁量Ⅱ政策論であり、法的には国民に対する義務として自衛の措置を講じなければならないということである。ただし、自衛の措置を法的に講じる場合、わが国は憲法九条という法規範によつて許されないことはある。それが、今後の法的な問題として議論されていくことになる。

・日米安全保障条約改定以後の自衛権

これまでの政府解釈や砂川判決から、日本は自衛権を認め、さらに武力行使を伴う自衛権へと解釈が変更され、その自衛権を行使するための実力組織を自衛隊とした。そして昭和三五年一月に新安保条約を締結した。同年三月三日参議院予算委員会において岸首相は「いわゆる集団的自衛権というものの本体として考えられておる締約国や、特別に密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行つてその国を防衛するという意味における私は集団的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持つていない、かように考えております。∴集団的自衛権という内容が最も典型的なものは、他国に行つてこれを守るということでございますけれども、それに尽きるものではないとわれわれは考えておるのであります。そういう意味において一切の集団的自衛権を持たない、こう憲法上持たないということは私は言い過ぎだと、かように考えております。しかしながら、その問題になる他国に行つて日本が防衛するということは、これは持てない。しかし、他国に基地を貸して、そして自国のそれと協同して自国を守るというようなことは、当然従来集団的自衛権として解釈されている点でございまして、そういうものはもちろん日本として

持っている、こう思っております⁽³⁵⁾」と述べている。つまり、岸首相がのべているのは、前述の下田局長や林法制局長官が述べているように自衛権発動に伴う海外派兵（共同防衛協定や相互安全保障条約などを締結している密接な関係にある他国が攻撃されたときに、自国の攻撃とみなして他国の領域で攻撃を加える）は憲法上認められない。すなわちそれが典型的な集団的自衛権であり、日本国憲法は認めていないとする。ただし、集団的自衛権は典型的な場合のみとは限らず、「他国に基地を貸して、そして自国のそれと協同して自国を守る」という形の集団的自衛権行使の余地を残している。岸首相は「海外派兵」を含まない集団的自衛権の限定的行使を認めたと言っても過言ではない。

もはや、自衛権の問題はその行使の形態、特に集団的自衛権について、保有するがその行使の方法については、憲法の制限を受けるという議論が流れとなっている。そして、松本善明衆議院議員の質問趣意書に対する佐藤栄作首相の答弁書の中で自衛権を行使し得る地理的範囲に対する政府解釈がなされ、「わが国には固有の自衛権があり、その限界内で自衛行動をとることは憲法上許されるとの見解のもとに、いわゆる「海外派兵」は、自衛権の限界をこえるが故に、憲法上許されない」としながらも、「かりに、海外における武力行動で、自衛権発動の三要件（わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考える⁽³⁶⁾」と述べている。

この時期より、自衛権に関する中心的な論点はその範囲の問題となっていく。その中で昭和四七年一〇月一四日の政府資料では、自衛権の保有と行使を認める一方で、「だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」とし、「あくまで外国の武力攻撃によって国民の生

命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとらるべき」と、「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない³⁷⁾」としたことで、いわゆる集団的自衛権の行使は憲法によつて制限され、許されないとした。

そして、安倍内閣以前まで憲法解釈として確固たる地位にあつたのが、昭和五六年の内閣法制局による政府答弁書である。この答弁書の中では集団的自衛権の定義について「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている」とし、「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている³⁸⁾」とし、いわゆる集団的自衛権は保有するが行使は許されない、という憲法解釈が出された。この答弁書における集団的自衛権の解釈ポイントは、自衛権行使はわが国を防衛するためであり、他国への攻撃を阻止するために行うものではないということである。他国への攻撃阻止を目的とした自衛権による武力行使は認められないとする。これは、前述の岸首相、下田局長や林法制局長官などが答弁しているとおりである。またこのいわゆる集団的自衛権の行使は他国への攻撃を阻止するためであるので、必然的に他国での戦闘を前提とし

ている。その他国での戦闘に自衛隊が参加して武力行使をするということになる。ということは、憲法九条が許していない、制限している自衛権とは相変わらず他国の領域においての武力行使であり、すなわち「海外派兵」ということになる。⁽³⁹⁾

その後自衛隊は、PKOへの参加、そして平成九年の新ガイドラインの制定によりアジア太平洋地域に展開する米軍の活動を日本の領域を超えた周辺地域において支援することが謳われたことにより、その活動を海外へと広げていった。その際、必ず問題となるのが、現地での武器使用である。他国の領域内で自衛隊が武器を使用することが武力行使に該当するのかが問題となった。これは、結局、「海外派兵」にならないようにするためであり、あくまで「海外派遣」で自衛隊が活動し、武器使用は護身のためということであった。

平成一一年に周辺事態法が制定され、周辺事態という新たな概念が誕生し、これが現在の重要影響事態へとつながった。そして、平成一三年の同時多発テロを受けて制定されたテロ特別措置法による海上自衛隊のインド洋への派遣がなされた。このときも「海外派兵」につながる武力行使との一体化が問題となった。⁽⁴⁰⁾

平成一五年のミサイル防衛を可能とする有事法制が議論されたときも、内閣官房長官談話の中で「今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません⁽⁴¹⁾」とし、あくまで日本の防衛のためであり、他国のためにミサイルを発射することではないとしている。これも武力一体化論の延長線上にあるといえる。

平成二一年一月四日衆議院予算委員会において鳩山首相は「同盟関係を結んでいる一方のアメリカの本土が、：

攻撃を受けたときに、果たして日本がそれに対して武力行使というものを行ってよいかどうかという発想があります。そういった発想が、…憲法九条の中で日本がとるべきではないといっている集団的自衛権⁽⁴²⁾であるとした。つまり、この発言はまさに「海外派兵」を前提とした集団的自衛権の行使はできないということである。

・平成二六年集団的自衛権の限定的行使容認

平成二六年七月一日に「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使する…憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである」とする閣議決定がなされた。この閣議決定による政府解釈は、自衛権行使について「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」がある場合、必要最小限度の範囲で行使を認めるとした昭和四七年解釈を援用した上で、認めている。さらに自衛権行使に伴う「武力の行使」には、集団的自衛権があるとしたが、これを全て認めるのではなく日本の存立を危うくし、国民を守るためのやむを得ない場合に行使をずとした。つまり、佐藤首相の答弁書の内容(自衛権の地理的範囲について)をより詳細にしたとみることができ、さらに集団的自衛権限定的行使の内容について、岸首相が述べていた限定的行使(アメリカ

軍駐留)の範囲を拡大したとみることができる。

また、NATOのような相互安全保障条約によって、自国に向けられた攻撃ではないにも関わらず、同盟国が攻撃された場合、自分の国への攻撃と見なして、協同して侵略行為に対処するという最も典型的な集団的自衛権(海外派兵を含む)の行使は、この解釈ではできないことになっている。これは従来から答弁が繰り返されてきた内容と変わらないといえよう。

三・ 政府解釈からみる自衛権の範囲

① 自衛権に対する制約

憲法制定当初、政府は自衛権保有を否定、あるいは武力を前提としない「武力なき自衛権」という捉え方であった。当然、GHQの占領下であり、日本が独自に実力組織を持たなくてもいい状況であった。しかし、警察予備隊ができ、保安隊・警備隊から自衛隊ができたことにより、自衛権の解釈も変わっていった。前述のように当初はどのように行使するかは非軍事的措置(吉田首相は、前述のように「日本は戦争を放棄し、軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある、外交その他の手段でもつて国家を自衛する、守るといふ権利はもちろんある」としている)を前提としているため、武力行使の範囲や場所といった問題は生じることはなかった。警察予備隊も国内の治安維持を目的とする実力組織のため、自衛のための自衛組織ではないことは明らかであった。しかし、自衛隊になるとその目的は、自衛権行使のための組織であることが明確になる。そこで、議論は自衛権による武力行使の程度の問題となってくる。ここまでの解

積の変遷を見ていると、憲法九条はまったく変わっていないのに、解釈による運用によって内容が変わっていったことがわかる。まさに「生きた憲法」、国際情勢など社会の変化に応じてその都度、妥当な運用は何であるのかを政府が考えてきた結果であるといえる。

また、憲法制定直後、自衛権に関してその保有を否定し、さらに「武力なき自衛権」という解釈から自衛隊という実力組織を前提とした自衛権になった。これは憲法解釈の変更がなされたとみていい。この解釈変更により、日本は武力を前提とした自衛権行使が可能となった。しかし、あくまで「必要最小限度の実力」でなければならぬが、問題は解釈によってわが国の自衛権行使の運用がなされる中で、政府見解や百地教授は憲法九条により制限されているとする。では、憲法九条が「必要最小限度の実力」の限界、すなわち自衛権行使において自衛隊の武力行使を具体的にどのような制限しているのか。

それを示すのが自衛隊創設直後の参議院「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」である。ここで、まず自衛隊は海外出動をしないということが明確に打ち出された。またその後の岸首相、下田局長などの答弁にあるように他国への攻撃参加はあり得ない。つまり、あくまで自衛隊は、外部からの武力攻撃を日本から排除するために存在するのであり、これ以外の目的については、武力行使は認められないとする。それゆえ、集団的自衛権は共同防衛協定など結んでいる密接な関係の他国が攻撃され、日本への武力攻撃が発生していないにもかかわらず、海外で武力行使をすることは、認められてこなかった。それが共同防衛協定、相互安全保障条約を前提とする集団的自衛権であり、一般的にいう集団的自衛権となる。そのため、たとえ自衛隊の活動領域が他国の領域へと及ぶ海外派遣へと拡大していったときに、必ず他国との武力行使一体化が問題となった。⁽⁴³⁾ それを同盟関係にある他国(特にアメリカ)と協同し

て行くと、まさに集団的自衛権の行使につながってしまふからである。平成二六年の集団的自衛権に関しては「あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためにやむを得ない自衛の措置として」行使が認められる⁴⁴としても、他国への攻撃が日本を危機的状况に追い込まれる可能性がある場合にのみ、自衛隊が出動するのであつて、日本が攻撃されていなく、また単に密接な関係にある他国を助ける場合にその国と共に海外の領域に出動して武力行使をするというわけではない。もし、密接な関係にある他国と共に日本の領域外あるいは相手国領域内で武力攻撃する場合は、自衛隊の「海外派兵」となり、憲法は許していない。この海外派兵こそ、歴代の内閣が憲法九条によつて認められないものとしており、自衛権を制約しているとみるべきである。

② 「海外派兵」と自衛権

「海外派兵」に関しては、自衛隊創設以来一貫して憲法によつて禁止されているとする。この「海外派兵」をどのように日本は捉えているのか。

「海外派兵」とは、「通常敵国の領土に兵力を派遣しまして、そうして事実上兵力による制圧の状態をそこに確立する⁴⁵」こと、あるいは「武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣すること⁴⁶」といわれる。自衛のためではなく海外での軍事行動・武力行使を目的とする海外派兵と、密接な関係にある他国への攻撃を自国への攻撃とみなして海外へ行き、他国の領域で武力を行使する海外派兵がある。前者は侵略であり、もはや自衛権行使とはいえず、後者はいわゆる一般的・典型的な集団的自衛権の行使にともなう「海外派兵」となる。海外での自衛隊の武力行使について、前述のように政府は「かりに、海外における武力行動で、自衛権発動の三要件（わが国に

対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと)に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考⁴⁷える」というように、海外での自衛隊の武力行動を自衛権発動要件であれば可能であるとした。問題はここである「海外」という表現であるが、この場合、従来のわが国の自衛権発動三要件の「わが国に対する急迫不正の侵害がある」ということは、「我が国」が侵害されうる「海外」であり、あくまでも日本が直接侵害される可能性のある「海外」、それは近隣の公海上、あるいは空域を指すといえよう。つまり、日本は密接な関係にある他国への攻撃を自国への攻撃とみなし、他国へ出かけていってその国と共に武力行使をする集団的自衛権(典型的)は入る余地がないといえる。

さらに軍事行動でない海外での活動に関しても、PKO関連で工藤法制局長官が「国連がその平和維持活動として編成した平和維持隊などの組織に参加する場合に、まず第一に武器の使用、これは我が国要員等の生命、身体の防衛のために必要な最小限のものに限られる、これが第一でございます。

それから第二に、紛争当事者間の停戦合意、これが国際平和維持活動の前提でございますが、そういう紛争当事者間の停戦合意が破れるということなどで我が国が平和維持隊などの組織に参加して活動する、こういう前提が崩れしまった場合、短期間にこのような前提が回復しない、このような場合には我が国から参加した部隊の派遣を終了させる、こういった前提を設けて参加することといたしております。

したがいまして、仮に全体としての平和維持隊などの組織が武力行使に当たるといえるところがあるとしても、我が国としてはみずからまず武力の行使はしない、それから、当該平和維持隊などの組織といわゆるそこが行います武力行使と一体化するようなことはない、こういうこととございまして、その点が確保されておりますので、我が国

が武力行使をするというような評価を受けることはない。したがって、憲法に申します平和主義、憲法前文で書かれ、あるいは憲法九条で武力の行使を禁止している、そういう点につきまして憲法に反するようなことは⁽⁴⁸⁾ない」と解し、武力行使と一体化しない武器の使用という観点から、海外派兵と海外派遣を分けて考えている。

集団的自衛権の限定的行使容認の解釈が閣議決定によりなされ、安保関連法制が整備されたことで、日本も海外で密接な関係にある他国（アメリカなど）と共に自衛のための海外で武力行使を可能とした。この場合の集団的自衛権は他国に行つて、侵略された他国等とともに武力行使を行うことではなく、あくまで他国への攻撃によつて日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が及ぶ場合に、自衛権を行使することができるとする。これは、前述の海外派兵を伴う自衛権行使（典型的な集団的自衛権）とは違い、あくまで日本に危険が及ばなければならない。端的にいえば、昭和四四年の佐藤首相の自衛権の地理的範囲に関する答弁書にある海外での自衛権行使（かりに海外における武力行動で、自衛権発動三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではない）に他国と共同して対処するということであり、「海外派兵」には当たらない。

以上みてくると「海外派兵」こそ、日本国憲法第九条が制限している武力行使の形態であり、日本ではこれが禁止され、その限りにおいて自衛権が制限されているといえる。

おわりに

結局のところ、警察予備隊が創設されて以来、政府解釈を見る限り日本では「海外派兵」が禁止されている。これは個別的自衛権だろうと集団的自衛権であろうと関係ないことである。自衛隊はあくまで自衛のための実力であり、自衛とはいうものの集団的自衛権の中には、他衛的要素が含まれる部分もある。その部分に関しては、政府は一貫して「海外派兵」と繋がるとして憲法九条が許さないとしてきた。つまり、憲法九条は「海外派兵」を許さないとしていると解することができ、これ以外は政策論の問題となる。この憲法九条の枠の中でどうするかは、時の政府が国民の生命と安全を確保するために安全保障を考えていく。まさに日本の国家としての危機管理として憲法九条をネガティブリスト的解釈で捉え、必要な措置を執ることを政府は義務づけられている。憲法九条は法規範である以上、禁止されていることあるいは認められることを見いださなければならぬ。少なくとも政府解釈を見る限り、憲法九条二項は、戦力の保持を禁止しているが、そこまでに至らない自衛権を行使するため、自衛のための実力(自衛力)の保持までは禁止していない。つまり、自国を守るためならば武力行使はできる。しかし、自衛の中でも集団的自衛権になると、「海外派兵」の要素を持った武力行使を含むことになる。すなわち、「我が国以外の第三国に別の国から武力攻撃が加えられても、これによってわが国の国民全体の生命等に危険が及ぶことはあり得ない」⁴⁹ことから、他衛的要素を含むものである。この部分を含んだ集団的自衛権は歴代の解釈を見てきたように日本が九条によって許されていないものとしてきているため、政府解釈によると憲法九条は「海外派兵」を許していないといえよう。それゆえ、百地教授がおっしゃっているように憲法九条によって自衛権は制約されるといった場合、制約とは「海外派兵」を意

味し、これを含む自衛権行使に基づく武力行使は日本国憲法上認められないといえる。

- (1) 田畑茂二郎『国際法Ⅰ〔新版〕』（有斐閣、昭和五九年）三五九頁。
- (2) 百地章「集団的自衛権の行使に問題なし」（正論、産経新聞平成二七年六月六日）
- (3) 国連憲章二条四項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならぬ。」
- (4) 田畑、前掲書三五七頁～三五八頁。
- (5) 同書二五八頁。
- (6) 同書二六一頁。
- (7) しかし、集団的自衛権は自己防衛権の一種と見るべきか、他国防衛権かで議論の対象となっている集団的自衛権の法的性質における学説の整理は、杉原高嶺『国際法学講義 第二版』（有斐閣、平成二五年）六一九頁以下参照。
- (8) 百地章「憲法学者の変節と無責任」（Voice 一〇一五年九月号）五六頁。
- (9) 芦部信喜『憲法Ⅰ 憲法総論』（有斐閣、平成十四年）二五九頁。
- (10) 芦部『同書』二六六頁。
- (11) 大石眞『憲法講義Ⅰ』（有斐閣、平成二二年）六五～六六頁。
- (12) 昭和二十一年六月二十九日衆議院議事速記録第八號一二四頁以下。
- (13) 百地章『憲法の常識 常識の憲法』（文春新書、平成一七年）一一五頁以下。
- (14) 同書一二二頁。そのため、百地教授は「しかし、このような解釈は限界に来ていて、九条の規範性そのものを疑わせるような解釈は、かえって内外の不信を招くことになるだろう」とし、憲法改正、特に九条二項の改正を主張している

- (15) 平成二六年七月一日閣議決定「憲法九条の下で許容される自衛の措置としての武力の行使の三要件」（参照：『防衛ハンドブック二〇一六』（朝雲新聞社、平成二八年）六四〇頁）。
- (16) 昭和二十五年七月三十日衆議院本会議録第十号一六五頁。
- (17) 昭和二十九年二月二二日衆議院予算委員会議事録第二号一頁。
- (18) 昭和二十九年二月二一日衆議院予算委員会議事録第一号一五頁。
- (19) 昭和五五年十二月五日「憲法第九条の解釈に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質九三第一号）
- (20) 昭和二十一年六月二十九日衆議院議事速記録第八號一二四頁。
- (21) 昭和二十四年二月二一日衆議院外務委員会議事録第一号一五頁。
- (22) これ以前に、昭和二二年の司法委員会での鈴木司法大臣は、わが国が独自の立場で自衛権を行使しないと答弁している。
- (23) 前掲、昭和二四年一月二一日衆議院外務委員会議事録三頁。
- (24) 吉田首相は昭和二五年二月の参議院本会議でも「武力なき自衛権」について言及している。（昭和二五年二月一日参議院会議録第一五号二〇七頁）
- (25) 昭和二十五年七月三十日衆議院本会議録第十号一六五頁。
- (26) 昭和二五年八月一四日内閣委員会会議録第一号六頁。
- (27) 昭和二七年四月二八日サンフランシスコ講和条約（「日本国との平和条約」、昭和二七年条約第五号）が発効して日本は独立を回復したが、それに伴ってポツダム政令等の管理法令（ポツダム命令）は（警察予備隊令は）存続し得なくなった。そこで、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」（昭和二七年法律第八一号）が公布され、一連の管理法令は施行日（対日講和条約発効日から一八〇日）に限り有効とし、以後廃止するとした。
- (28) 昭和二九年四月六日内閣委員会議事録第二〇号二頁。
- (29) 昭和二九年六月三日外務委員会議事録第五十七号五頁。
- (30) 前掲、昭和二九年二月二二日衆議院予算委員会議事録第二号一頁。

- (31) 前掲、昭和二九年六月三日外務委員会議録第五十七号五頁。
- (32) 昭和三四年三月一六日参議院予算委員会議事録第十一号二七頁。
- (33) 昭和三四年一月二〇日衆議院内閣委員会議事録一五頁。
- (34) 最大判昭和三四年一月一六日刑集一三卷一三三三二二五頁。
- (35) 昭和三五年三月三一日参議院予算委員会議録二三号二七頁。また昭和四四年三月五日参議院予算委員会―佐藤首相は日本は積極的に他国に出て行くことはない、と答弁している。
- (36) 昭和四四年四月八日「安保条約と防衛問題等に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質六一第二号)
- (37) 昭和四七年一月一四日「集团的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」
- (38) 昭和五六年五月二九日「憲法、国際法と集团的自衛権に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質九四第三二号)
- (39) 昭和五五年一月二八日答弁書で国連軍への参加は憲法上許されない。「武力行使を海外で行うと海外派兵となってしまう、これは九条に違反する」
- (40) 平成一三年一月一日衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会第三号。
- (41) 平成一五年一月一九日内閣官房長官談話 (URL : <http://www.kantei.go.jp/>)
- (42) 平成二一年一月四日衆議院予算委員会議録第三号一四頁。
- (43) 特に日米安全保障条約を締結している以上、アメリカ主導の何らかの武力行使による戦争への参加は、その方法を巡って議論となっている。
- (44) 前掲書六四〇頁、「平成二六年七月一日閣議決定」。
- (45) 昭和四六年五月一四日衆議院内閣委員会一〇頁。
- (46) 昭和五五年一月二八日「自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題」に関する質問に対する答弁書 (内閣衆質九三第六号)
- (47) 前掲、昭和四四年四月八日答弁書。

- (48) 平成三年九月二五日衆議院PKO特別委員会議録第三号三頁。
- (49) 阪田雅裕『憲法九条と安保法制―政府の新たな憲法解釈の検証』(有斐閣、平成二八年) 一〇頁。